

# 宇都宮大学研究生募集要項

## 1. 研究生の種類と出願要件

本学の研究生には、学部研究生と大学院研究生があります。それぞれ以下の出願要件のいずれかを満たしたうえで、希望する研究分野の研究計画書を作成したのち、本学の受入予定教員に受入が受諾された場合に出願可能です。

学部研究生	① 大学（学士号授与資格のある大学）を卒業した若しくは卒業見込みの者 ② 学校教育法施行規則第155条第1項第1号から第6号に該当する者及び入学時までに該当見込みの者 ③ 教授会等で①～②と同等以上の学力があると認められた者
大学院研究生	① 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了した若しくは修了見込みの者 ② 学校教育法施行規則第156条第1項第1号から第6号に該当する者及び入学時までに該当見込みの者 ③ 教授会等で①～②と同等以上の学力があると認められた者

- ※ 出願要件①の卒業見込み又は修了見込みにより出願した方は、入学時までに卒業又は修了しなかった場合、あるいは学士又は修士の学位を授与されなかった場合は、合格取り消しとなります。
- ※ 出願要件②の該当見込みにより出願した方は、入学時までに条件を満たさなかった場合、合格取り消しとなります。
- ※ 出願要件②または③により出願する場合は、早めに「**10.問合せ先**」にご相談ください。

外国人留学生の場合は、上記に加えて下記(1)～(4)のいずれかの要件を満たす必要があります。

外国人留学生	(1) 日本語能力試験(JLPT)において N2 レベル以上に合格した者、もしくは日本留学試験(EJU)の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が200点以上の者 (2) 指導教員が「英語による研究指導」を承諾した場合で、英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)のB2以上の資格・検定試験のスコアを有する者 (3) 指導教員が「英語による研究指導」を承諾した場合で、本学の研究生入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者 (4) 指導教員が「英語による研究指導」を承諾した場合で、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する各種プログラムに基づき出願する者
--------	---

- ※ 研究生の出願資格は、外国籍の方の場合、出入国管理および難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する又は取得できることを前提とします。また、本学大学院入学試験の出願資格を保証するものではありませんので、本学大学院への入学を予定している場合は、本学アドミッションセンターにご相談ください。

## 2. 入学時期

研究生の入学時期は4月1日又は10月1日のいずれかです。

## 3. 研究期間

原則として1年以内です。ただし、所定の様式により研究終了日の1か月前までに願い出ること、1年を限度として延長できる場合があります。

#### 4. 出願期間

出願期間は、「入学時期」と「出願時に日本国内に居所を有するか」により異なります。

入学時期	日本国内からの出願者	日本国外からの出願者
4月1日	1月10日～1月末日	前年9月1日～10月末日
10月1日	7月1日～7月末日	3月1日～4月末日

※ 出願受付は原則、平日8時30分～17時です。

※ 出願期間末日が土日祝日等の本学休業日の場合は、その直前の平日が締切日となりますので注意してください。

#### 5. 出願に必要な書類

提出書類は原本（写しが可とされているものを除く）とし、日本語または英語以外の言語で記載されている場合は、日本語又は英語に訳したもの（出願者が訳したもので可）を必ず添付してください。

	書類名称	対象者	備考
①	入学願書	全員	指定様式
②	研究計画書	全員	指定様式又は任意様式
③	健康診断書	全員	指定様式又は指定様式に記載の全項目の結果が確認できる様式 ※ 書類受付から3か月以上経過したものは無効
④	出身校の卒業（修了）証明書	全員	出願資格を満たすことが確認できる学校種のもの ※ 出願時と氏名が異なる場合、戸籍謄本も添付 ※ 出願時点で卒業（修了）見込の場合は、卒業（修了）見込証明書を提出 ※ 課程修了と学位取得が分かれている国（中国等）の教育制度を修了した場合は、学位の取得（見込を含む）がわかる証明書を併せて提出してください。
⑤	所属機関長の承諾書	在職中の場合	指定様式 ※ 所属機関の長（人事・労務関係に責任のある者）等が発行する必要があります。
⑥	写真貼付台紙	全員	指定様式
⑦	住民票	日本国籍の場合	本籍が記載され、マイナンバーの記載がないもの
⑧	在留カードの両面の写し（有効なものに限る）	外国籍の場合	国外から出願する場合は、パスポートの写し ※ 提出後、在留資格・在留期間等に変更が生じた場合は、直ちに変更後のものを提出してください。
⑨	安全保障輸出管理に係る誓約書	全員	指定様式
⑩	日本語又は英語能力を修得している証明書	外国人留学生の場合（JICAが実施する各種プログラムに基づき出願する者を除く）	次のいずれか1つを提出してください。 ① 日本語能力試験（JLPT）のN2レベル以上合格の証明書 ② 日本留学試験（EJU）のうち「日本語」の成績確認書の写し（200点以上に限る） ③ 英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB2以上の資格・検定試験のスコアが確認できる書類 ④ 主要言語が英語であることを最終出身校が公的に証明した書類

⑪	経費支弁能力を証明する書類	外国人留学生の場合 (JICAが実施する各種プログラムに基づき出願する者を除く)	次の2つをどちらも提出してください。 ① 経費支弁書(指定様式) ② 送金証明書又は本人名義の預金通帳(送金事実、経費支弁事実が記載されたもの)の写し ※ これらの書類は合否判定には用いず、出入国在留管理庁より求められている経費支弁能力の確認にのみ使用します。
---	---------------	---	---

## 6. 出願から入学の流れ

### 【4月入学の場合のスケジュール例】

	日本国内からの出願	日本国外からの出願
(1)受入予定教員の内諾	前年11月末日頃まで	前年7月末日頃まで
(2)出願書類の請求	前年12月末日頃まで	前年8月末日頃まで
事前確認		<b>前年9月末日頃まで</b>
(3)出願, 検定料支払い	<b>1月末日〆</b>	<b>前年10月末日〆</b>
(4)選考	2月中旬	前年11月中旬
(5)入学料納入の連絡	2月下旬	前年11月下旬
(6)入学許可書等発行	入学料支払い後	
(7)入学	4月1日	

### 【10月入学の場合のスケジュール例】

	日本国内からの出願	日本国外からの出願
(1)受入予定教員の内諾	5月末日頃まで	1月末日頃まで
(2)出願書類の請求	6月末日頃まで	2月末日頃まで
事前確認		<b>3月末日頃まで</b>
(3)出願, 検定料支払い	<b>7月末日〆</b>	<b>4月末日〆</b>
(4)選考	9月中旬	5月中旬
(5)入学料納入の連絡	9月下旬	5月下旬
(6)入学許可書等発行	入学料支払い後	
(7)入学	10月1日	

- (1) 出願期間開始の1か月程度前までを目安に, 受入を希望する本学教員にメール等で連絡をとり, 研究計画書(指定様式又は任意様式)の確認を受けて受入の内諾を得てください。

受入を希望する教員の情報は本学公式HPの「宇都宮大学研究者総覧」や「シラバス」等を参照してください。

「宇都宮大学研究者総覧」

<https://researcher.utsunomiya-u.ac.jp/search?m=home&l=ja>

「シラバス」

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/syllabus.php>

- (2) 出願期間開始までを目安に、内諾を受けた旨を「**10.問合せ先**」に記載のメールアドレス宛に連絡してください。担当者から出願書類の様式を送付します。

**<出願書類を持参できない場合（国外出願等）>**

提出前に担当者の確認を受ける必要があります。（確認を受けずに提出された書類に不備があった場合は、出願を受け付けることができません。）

締切日の概ね1か月程度前までに、出願書類のPDFファイルを「**10.問合せ先**」に記載のメールアドレス宛に送信して確認を受けてください。

- (3) 出願締切日までに出願書類を提出し、検定料を本学窓口か銀行振込（日本国内の金融機関からに限る。）で支払ってください。

- (4) 本学において、受入の可否について選考が行われます。選考後、大学から出願者に選考結果を連絡します。合格の場合は入学料の支払等についてもご案内します。

- (5) 入学料を本学窓口か銀行振込（日本国内の金融機関からに限る。）で納入します。

**<国外出願の場合>**

入国の査証がおりていない場合でも、期間内に手続きを行わない場合は入学許可が取り消されるので注意してください。

- (6) 「入学許可書」が交付されます。

**<国外出願の場合>**

「在留資格認定証明書交付申請書」等の「所属機関等作成用」部分が「入学許可書」と併せて交付されます。

在留資格認定証明書交付申請については、日本国内にいる親族等に代理申請を依頼するか、行政書士（依頼料は自費）に申請の取次ぎを依頼し、ビザの申請を行ってください。

※ 不明な点は「**10.問合せ先**」の「在留資格について」に記載の連絡先にご連絡ください。

- (7) 入学後、「**10.問合せ先**」に記載されている窓口で学生証を受け取ってください。

**<国外出願の場合>**

学生証を受け取る際に、在留カードの両面の写しを窓口へ提出してください。また、「在学中の居住予定地」を未定としていた場合は、日本国内の住所と電話番号を報告してください。

## 7. 研究生に関わる費用

費用	金額	備考
検定料	9,800 円	出願書類提出時に納入します。
入学料	84,600 円	選考終了後、審査結果とともにご案内しますので、納入してください。
授業料	月額 29,700 円	入学後、本人宛に納付書が届きますので、それに従って納入してください。
学生教育研究災害傷害保険 学研災付帯賠償責任保険 保険料	年額 1,340 円	入学料と併せて納入してください。

※ 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しません。

※ 受入予定教員の許可があれば授業科目の聴講ができますが、単位修得はできません。

## 8. 授業料の納入

研究期間ごとに、次表に記載の納入期限までに6か月分(178,200円)を納入する必要があります。ただし、研究期間が6か月に満たない場合は、その期間分に相当する額を指定する期日までに納入する必要があります。

研究期間	納入期限
4月1日～9月30日	5月31日
10月1日～3月31日	11月30日

※ 研究期間が1年間の場合は、半期分(6か月分)を2回に分けて納入します。

## 9. 安全保障輸出管理

本学では、外国人留学生等への教育・研究内容が国際的な平和及び安全の維持を阻害することがないように、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人宇都宮大学安全保障輸出管理規程」を定め、安全保障輸出管理を行っています。出願にあたっては、次のことをあらかじめご了承ください。

- (1) 出願前に事前確認を行いますので、早めに受入予定教員に相談してください。
- (2) 事前確認の結果、安全保障輸出管理に係る審査が行われることとなった場合、審査が終了するまでに長い日数を要する場合があります。また、その審査結果によっては希望する教育を受けられない場合や研究ができない場合があります。
- (3) 入学後、提供する技術や使用する機材等に制限が加わる場合があります。また、法律の改正などで規制の強化が行われると、それまでの研究が継続できなくなる場合があります。

## 10. 問合せ先

学部等	連絡先
データサイエンス経営学部	〒 321-8505
国際学部	栃木県宇都宮市峰町 350
共同教育学部・教育学研究科	国立大学法人宇都宮大学学務部修学支援課
農学部	TEL 028-649-5090
	FAX 028-649-5095
	E-Mail kyomu@a.utsunomiya-u.ac.jp
地域デザイン科学部	〒 321-8585
工学部	栃木県宇都宮市陽東 7-1-2
地域創生科学研究科	国立大学法人宇都宮大学学務部陽東学務課
	TEL 028-689-6012 (地域デザイン科学部・工学部)
	028-689-6014 (地域創生科学研究科)
	FAX 028-689-6019
	E-Mail gkmyoto@a.utsunomiya-u.ac.jp
留学生・国際交流センター	〒 321-8505
<u>在留資格について</u>	栃木県宇都宮市峰町 350
	国立大学法人宇都宮大学留学生・国際交流室
	TEL 028-649-8166
	E-Mail ryuugak1@a.utsunomiya-u.ac.jp